

たつの市障害者等地域自立支援協議会会議録

日時:令和 4 年 8 月 30 日(火)13:30~15:00

場所:たつの市役所新館 3 階 301・302 会議室

出席者:委員 20 名、事務局 6 名

1. 開会

【資料訂正】

資料の中の訂正していただきたい部分がありますので、訂正をお願いします。

- ・資料 1 の 2 ページ。R3 年度の療育手帳所持者数を 894→866 へ変更。
 - ・22 ページの 21 番地域支援事業の中の(2)、意思疎通支援事業の手話通訳設置事業の令和 4 年度を「－」→1へ変更。
 - ・資料 3「令和 4 年度たつの市の新規・拡充事業について」の表の 2 段目、「遠隔手話通訳サービスの実施」の内容部分内、上から 3 行目「広域派遣で兵庫県通訳センター」の兵庫県→ひょうごへ変更。
- 訂正は以上となります。ありがとうございました。

それでは改めまして、本日の司会進行を務めさせていただきます、地域福祉課の茂木です。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、当自立支援協議会開催にあたり、会長の藤田様より一言挨拶をお願いいたします。

【会長挨拶】

はい。

失礼いたします。

本日何かとお忙しい中、また雨で足元の悪い中、そしてまた新型コロナが高止まりしている中、各方面でいろいろと苦勞されているとは思いますが、そんな中出席いただきまして本当にありがとうございます。

本協議会は何を協議するかといえますと、3 枚目につけております、自立支援協議会要綱の第 2 条、それぞれこういったことについて話し合われますよということを書いております。

こういったことを幅広く、各分野の先生方の忌憚のない意見を頂戴しながら、また今年の障害福祉施策がよりよいものとなるように協議したいと思いますので、皆様の御協力をお願いいたします。

以上でございます。

ありがとうございました。

2. 委嘱状の交付及び自己紹介

それでは、今回異動等により、新しく委員をお願いする方への委嘱状交付を行います。

本来は市長から交付させていただくところですが、公務の都合により石井健康福祉部長より交付させていただきます。

委嘱状の交付

自己紹介

自己紹介が終わりましたので、それでは、審議事項に入らせていただきます。

たつの市障害者等地域自立支援協議会要綱第六条第 2 項に基づきまして、会長が議長になっていただくこととなりますので、この後の進行は会長の藤田委員にお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

3. 協議事項

それでは、次第に従って、議事を進めさせていただきます。

まずは(1)障害者福祉計画・障害児福祉計画の進捗状況について、事務局からお願いします。

【事務局】

はい。

それでは、事務局から資料1に沿いまして、説明の方をさせていただきます。

こちらの障害福祉、こちらのサービス等につきましては、たつの市の第6期障害者計画と第1期の障害児福祉計画に必要量を定めておるところですけれども、そちらの進捗状況等についてご説明をさせていただきたいと思います。

まず全体のたつの市の状況としまして、1ページをご覧ください。

こちらは、人口と世帯数の状況を示しておりますが、人口は減少しており、世帯が増加しているというところになっております。

世帯の増加というところで核家族が進み、家族の中でも、障害の方を支える家族というものが減少しているのではないかと推測されているところです。

2ページ以降は各障害サービスの状況を示しております。

まず、2ページは、各種障害の手帳の推移です。

人口に占める手帳の割合は微増しております、その中でも、身体障害者の方は減少傾向にあります。

一方で知的・精神の障害の方は増加傾向にあるという傾向が続いております、こちらの方はその後も続いていくものであると思われます。

3ページをご覧ください。

3ページはその中でも身体障害者手帳の所持者の推移となっております。

こちら例年通りの傾向なんですけれども、肢体障害が減少傾向にありまして、一方で、内部障害は増加傾向にあるというところです。

全体を通しましては、若干毎年微減している状況というものが続いております。

4ページをご覧ください。

4ページの方は、身体障害者手帳伸び率をそれぞれ示しております。

視覚的に、内部障害が増えてきているというところが見て取れるかと思います。

5ページは、療育手帳の所持者数になっております。

こちらの方は、全体でも増加が続いておりますが、その増加の中でも、このグラフを見ていただきましたら、わかりやすいかと思うんですが、B2の伸び率が非常に突出しているというところになっております。手帳の中でも一番軽いと言う部類になるB2の療育手帳を所持されている方が一番多くなっているところなんですけれども、ここが伸びるというのは、例年の会議の中でもご説明しております通り、兵庫県の方が発達障害の方にこの療育手帳のB2を発行しているというところが大きく関係しているものと思います。

B1についても、増加傾向にあります。

重度のA判定を受けておられる方は増加傾向にはあるんですが、B1・B2ほど、大きな増加は示していないというふうになっております。

6ページをご覧ください。

6ページは、精神障害者手帳の所持者ですけども、こちらの方も1級よりも、3級の手帳の所持者の方が増加傾向が高いです。

全体的に知的・精神の手帳の推移から見ますに、たつの市においても、全国的にも同じような傾向かとは思いますが、重度の障害よりも軽度の障害の方の伸び率が大きく、施策的にもこの部分についての施策というのが、これから重要視されていくのではないかと考えております。

7ページ以降なんですが、こちらの方から本題になっていきますが、国の制度があります障害福祉サービス等の利用状況につきまして、解説させていただきたいと思います。

7ページ、8ページのこちらの方がヘルパーの事業所、居宅介護等の事業となっております。

7ページは、少し古いものになっておりまして、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援というものがまとまって記されておりますが、8ページ以降につきましては、近年、平成30年以降につきまして、各種サービスごとに状況を示しております。

8ページの居宅介護をご覧くださいましたら、計画利用者の方は、令和2年度67、令和3年度90、令和4年度で95人と利用者の増加を見込んでおりましたが、現状の実績利用者は、令和2年度に69人、令和3年度に68人となっております。

利用者は60人代で、横ばい状態ではありますが、これはむしろ利用希望者が少ないというわけではなくて、むしろサービス提供供給側がなかなか供給できない状態にあるということが考えられます。

特に、近年は身体障害だけではなくて、精神障害者の方の利用も増えておりまして、供給側が追いつかない、もしくは供給側が障害のいろんな障害特性になかなか対応できない、もしくは、利用者である精神障害等の方が、なかなか利用を受けることができないというような状態もありまして、実情は、実利用者数は増加というふうになっていかないうちですけれども、希望自体が、かなりの増加を示しております。

重度訪問介護につきましては、こちらの方は1日3時間以上ヘルパーが入るという、重度障害者の方を対象にしたサービスにはなります。

こちらの方は、事業所数が少ないということも、こちらもありまして、支給決定は事実上3人で、実利用は2人の状況となっております。

特に、重度訪問介護は、在宅で重度障害者が暮らすサービスというふうになっておりますので、今後も必要性はわかります。

9ページをご覧ください。

9ページが、同行援護になっております。

同行援護は、視覚障害者の方が使うガイドヘルパーになっておりますが、こちらの利用は横ばいになっております。

この横ばいの理由としましては、一つは提供する事業所が市内に少ないということと、途中で視覚障害を患った方という方が、この同行援護というサービスをまだまだ知らない、もしくは、サービスの利用まで至らないというようなケースがあるかと思えます。

利用されておられる方が、制度が始まる前から利用されておられる方が引き続き利用しているという状況が続いております。

続いて行動援護につきましては、行動援護は、実質1人の利用しかありませんが、こちらも供給側の事業所が少ないということと、この行動援護を補完するような形で、移動支援が行われているというところがあるかと思えます。

以上の居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、この4つが、ヘルパー事業所が行うサービスではありますが、総じて利用者数の少なさ、供給体制のまだまだ不十分なところがあるかと思えます。

続いて10ページになります。

10ページ以降は、日中活動系のサービスが並んでおりますけれども、まずは生活介護の事業所になります。

生活介護は比較的在宅にいらっしゃる方で、重度の方が利用されるサービスかと思えますが、こちらの方は、若干微増と微減を繰り返しているような状態で、200後半の数字で推移しております。

特に最近では、この生活介護の利用者に知的障害だけではなくて、精神障害の方も利用されるケースも増えてきております。

能力がありまして生活能力というところで、まず最初は生活介護からというところで始まる場所が多くなっております。

11ページは、11ページ、12ページですけれども、こちらの方は自立訓練を示しています。

自立訓練の10番、11ページの方は機能訓練になりまして、12ページの方は生活訓練になっております。

機能訓練は、利用者数は少ないですが、毎年1人から2人の利用があります。

主に利用されておられる方が、身体的な機能の訓練を目的にされる方を言うんですけどもそれに合わせて、高次脳機能障害を患っておられて、身体に合わせた高次脳機能障害の希望というものが、必ず毎年何人か出てきているような状態です。

次は 12 ページになりますが、11 ページの生活訓練につきましては、主に知的・精神の方が生活訓練を行う場とされておられますが、保護者の方も含めて、なかなかこの訓練をするというところに、前向きな方が少ないのではないかと考えております。

訓練よりむしろ、就労継続支援 B 型の日中活動を通した社会性を作っていきたい方であったり、一般就労を目指したいという方が増えてきている状態ではないかと思えます。

また事業所自体も、サービス提供事業者も少ないというところも一つの利用が少ない原因ではないかと考えております。

13 ページですけども、こちらの方は、就労移行支援になります。

こちらの方は、一般就労を目指して、就職の訓練を行って、一般就労につなげていくというのですが、こちらの方は、計画上の 20 台後半の数字を、令和 3 年度から伸びていくかと思っておりましたが、現状そこまでには至っておりませんが、着実な伸びを示しています。

一つは、軽度の障害者というものが増えたというところがあり、また一般就労への望みが増えたというところが一つの原因だと思います。

もう一つは逆に考えましたら、今までサービスを使わずに一般就労できていた方が、このサービスを使わないと、なかなか一般就労先が見つからないというような現状も、逆にあるのではないかなと考えております。

こちらはこの就労移行支援というものは、先ほどの B2 の手帳の所持者の増加でありましたり、精神障害の 3 級等の増加もあることから、今後もかなりの増加を示していくのではないかなと考えております。

14 ページをご覧ください。

14 ページは、就労継続支援 A 型の事業所になります。

こちらの方は、雇用契約を結んで活動を行うというところで、この次に示される就労継続支援 B 型と異なるところですが、こちらも徐々に増えていくものと考えておりますが、40 台からなかなか増えない状況があります。

一つは、やはり事業所が少ない、市内には 1 ヶ所しかないというようなところと、なかなか利用しても一つの事業所が続かず異なった就労継続支援 A 型事業所に移るというようなこともありまして、定着というものが就労継続支援 A 型の中でも重要なところではないかと考えております。

15 ページが、就労継続支援 B 型を示しております。

こちらの方は、生活介護と並んで、障害、利用者サービスを利用される障害の方の、主な日中活動の場となっておりますが、こちらの方も、計画的には増加を示していくものと思われており、また実際に利用者数も増加しているところであります。

こちらの方は、市内の事業者数も利用に応じて、増えてきているものと思われまして、比較的安定した利用ができていないのではないかと思えます。

一方で、就労継続支援 B 型でうまく繋がらなかった障害の方というのは、下手すると、在宅でひきこもりになって、なかなかその次のサービス、もしくは次の活動へと繋がっていかないというような問題も散見されているところであります。

16 ページになります。

16 ページは、こちらは就労定着支援、療養介護になります。

就労定着支援は、平成 30 年から始まったサービスではありますが、就労移行支援とついになっておりまして、就労移行支援が、一般就労までの支援、就労定着支援はその後、一般就労した事業所への定着、長く勤めるところ、支援を担う事業所になっております。

現在市内には事業所がありませんでして、市外の事業所に頼っているところですが、こちらも就労移行支援が増加しているところと比例して、増加していったところと見えます。

特に市内の事業所がないというところは、少したつの市のネックになっているかとは思いますが。

就労移行支援、あわせて就労定着支援を行う事業所の確保というところが重要になってくると思います。療養介護につきましては、重症心身障害の方を対象にした事業になります。

こちら、市内には事業所はありませんが、県内にも数ヶ所しかない状態になっています。

利用者自体を、たくさんの希望者があるというわけではありませんが、確実に増加はしているところになります。

また兵庫県の方は、この療養介護という事業所を増やすだけではなくて、医療型のグループホームというものも展開していこうと考えているようですので、そちらの方については、また後程本市の施策も併せてご説明させていただきたいと思います。

17 ページは、短期入所になります。

こちらの方は、平成 28 年を一つのピークにして、減少になっています。

こちらは、ロングショートというものが解消されてきたということと、解消されてきたもしくは制限されてきたということもあるかと思っています。

令和 3 年はその中でも、増加しておりますが、これはコロナの影響下で事業が一旦休止されるようなところが多い中で、令和3年増加したというところは、一つは、短期入所を挟んでからの施設入所に繋がるケースが、数件あったということと、心配してるところは、保護者の高齢化によりまして、在宅で暮らされてる方が、その後の生活、施設入所に繋がっていくというようなところが、昨年数件出てきたというところがあるかと思っています。

以上が、日中活動系のサービスとされるものになっております。

18 ページ、19 ページにつきましては、居住支援、施設入所のサービスになっております。

17 ページは、グループホームになります。

グループホームは比較的少人数で、障害の方が、地域で暮らす共同生活の場でありますけれども、こちらの方が、本来サービスの的には訓練というような位置付けではあるんですけども、現状を見ていきますと、訓練というよりも生活の場としての機能が、現実を考えられるのではないかと思います。

施設入所ではなくて、地域で暮らすというところの一つの大きな核になってくるかと思っています。

本市の計画におきましても、令和 3 年度以降飛躍的に伸びていこうと考えておりまして、令和 2 年度の計画値では 54、令和3年度では 75、令和 4 年度では 81、令和 5 年度では 88 というふうな伸びを示していくのではないかと考えておりました。

実際は、令和 2 年度の 58 から令和 3 年度 67 ということで、やはり計画値には及ばないものの、10 人近い新たな利用者が増えておりまして、このペースというのは、今後も続いていくのではないかと考えております。

またこのグループホームにつきましては、介護、介護包括型でありましたり、外部委託型、日中サービス支援型、また日中サービス支援型の中でも、兵庫県が独自に打ち出した医療支援型の多様な形態を展開されておりますので、一つのスタッフとして、国のスタッフとしては、今後、このグループホームを利用した地域での障害者の生活というところが推進されていくのではないかと考えております。

本市においてもこのグループホームの設立でありましたり、グループホームの運営というものを伝える必要があると考えております。

19 ページですけれども、こちらの方が施設入所になります。

この施策としましては、施設から地域へというのが、一つの大きな柱となっておりますが、現状につきましては、若干の減少を示していますが、この現象は、どちらかという、地域に帰ったというのではなくて、お亡くなりになられたということと、もしくは、病院に入院されて、施設に戻ることができなくなった、また、介護施設の方に移られたというところの影響によるものです。

施設入所の方の高齢化というものも進んでおりまして、実際にされてる方が、地域に戻るというところの重要性と、また、これから生活の場を考える方が、施設入所も含めた、様々な自分の生活の場という考えることの重要性がうかがえるのではないかなと思います。

20 ページの大人のサービスですが、こちらの方は計画相談、地域移行、地域定着になります。

こちらの方は、精神病棟等から地域への移行というものを、一つの柱とする、地域移行支援等になります。なかなか利用が進まない、もしくは支援が難しいというところで、現状利用がなかなかない状態になっております。

21 ページ以降ですが、こちらの方が、18 歳未満の児童が利用するサービスになっております。

その中で、未就学の方が利用する児童発達支援、就学後の児童の方が利用する放課後等デイサービスですが、こちらの方の伸び率が想像しにくい状態になってきております。

令和2年度の計画値で 94 人、令和3年度106人、令和4年度 117 人、令和5年度129人というような形で児童発達支援が伸びていくのではないかなというような予測計画を示しておりましたが、すでに令和3年度で 128 人が利用している状況になっております。

放課後等デイサービスにおきましても、利用者数では、令和2年度の 161 人から、計画事業人数から、令和5年の計画値では 184 人の利用見込んでおりましたが、令和3年度で202人になっている状態になっております。

こちらの方は、先ほどの発達障害という言葉の一般社会の定着とともに、園所でありましたり発達検査の方で早期療育というところで、児童発達支援、放課後等デイサービスの利用が増加している状況になっているかと思います。

この早期療育につきまして、サービスの提供体制でありましたり、提供の内容を含めて、正しいものであるかどうか、今後も見守っていく必要があるというところと、特徴としては利用の低年齢化が進んでいるというところがあるかと思います。

22 ページですが、22 ページから、地域生活支援事業に移ります。少しサービスの体制を確認させていただきたいと思います。

資料2のA3の資料をご覧ください。

こちらの方が、本市の主な障害福祉施策についてというところで、その中でも、先ほどご説明したのが、左上にあります、障害福祉サービスという国制度のものになります。またその下にあります、障害児通所支援というものがこちらの方が、先ほどの児童のサービスになります。

国のスタッフも含めまして、こちら障害福祉サービス、障害児通所支援というものが、一つの大きな障害福祉の二つの柱かと思います。

柱の補完をするように、障害児通所支援の右側にあります地域生活支援事業というものがああります。

こちらの方は必須事業と選択的事业に分かれておりまして、それぞれ地域の実情や障害者の実情に応じて、柔軟に各市町が行うこととされております。

施策としてはこの2つを大きな柱として、障害福祉の方はあるかと思います。

それは、柔軟に対応すると言われてるこの地域生活支援事業の本市の状況につきまして、ご説明の方をさせていただきたいと思います。

相談支援事業につきましては、障害者相談支援として実施しているものと、成年後見制度の利用事業というものがああります。

成年後見自体については、言葉は知っているけども、なかなか何をしているのかはまだわからないというような周知が不十分な点があるかと思います。

また、知的障害、精神障害の方が望む、ご家族が望まれる、後見してもらいたいことと、実際にできることというものが少し乖離があるというようなところが、窓口等でのお話の中でも受け取れまして、なかなか利用には至ってないパッケージも多いです。

(2)の意思疎通支援事業ですが、こちらの方は、手話通訳者の設置事業、手話通訳者、要約筆記者の派遣事業があります。

令和2年度にコロナの影響もありまして、派遣回数が落ち込みましたが、令和3年度には増加している状況になります。

こちらの方は、意思疎通支援ということで実績以上になっておりまして、また、平成30年施行のたつの

市手話言語条例を定めておりますので、そういったところもありまして、増加しています。

ただ、行政の公的サービスのこの手話派遣事業というものが進展して、地域での手話が言語であるというところの認知がまだというところもあるのではないかと思いますので、そういったところも含めて、周知というものは上がっていかないといけないと考えております。

(3)につきましては、日常生活用具の給付事業です。

身体障害の方で、内部障害が増えているというところもありました通り、この排泄管理支援用具というところが、ストマ等の補助ですが、こちらの方が増加していったところになります。

表(4)番、移動支援につきましては、こちらの方は、平成31年、令和元年をピークに下がっています。一つは、コロナの影響で外出の機会を控える方が増えたというところと、もう一つは、提供営業所の一つが閉鎖されたというところで、供給体制も薄くなったというところが、一つの原因になるかと思います。

地域活動支援センターにつきましては、市内2ヶ所がありまして、主に障害福祉サービスにまだまだ繋がらない障害の方もありましたり、若年性認知の方も受けていただいたり、柔軟にサービス提供を行っている状況になります。

(6)の日中一時支援ですが、こちらの方も、実利用者数人数が、若干の減少傾向になっております。

この辺りは、コロナの影響があるかと思います。

タイムケア事業につきましては、こちらの方も、利用者が、ピーク時と比べると、減少傾向にありますが、この辺りは、放課後等デイサービスの増加によりまして、障害児の方の居場所というものは、ある程度増えてきているのではないかとということもあるかと思います。

24ページは、(7)社会参加促進事業として行っているものになります。

一番上のスポーツレクリエーション教室開催等事業につきましては、令和2年度はコロナで中止をしまして、令和3年度は少し方式を変えて行っております。

様々な障害の方が参加することができた、また健常の方との交流も深まったと考えておりますが、一方で、障害の方も参加しにくくなったという声も聞いておりますので、それも踏まえて、今年度開催の方も行っていきたいと思っております。

また地域生活訓練等事業につきましては、こちらの方も実施をしていただきまして、また、社会福祉協議会の方に委託をさせていただいておりますが、今年度から場所も新しくなりまして、より訓練等を行っていくものと考えております。

以上、主にこの障害者福祉計画と、障害児福祉計画に示されております、数値の目標につきまして、現状も含めまして報告させていただきました。

事務局からは以上になります。

はい、ありがとうございました。

皆様のほうから、ご質問なりご意見がございましたらお願いします。

【委員・会長】

私の方から、よろしいでしょうか。

数字として使われておられるかどうかはわからないんですけども、障害者手帳を持っておられる方の数字がある中で、その中で何%ぐらいの方が、障害者総合支援法に基づくサービスを利用されておられるのかというのが素朴な疑問で教えていただきたい。

【事務局】

はい。正確な数字ではないんですが、ある分析を出したことがありまして、身体障害者の方の約20%、知的障害者の方の46%ぐらい、精神障害者の方の30%ぐらいの割合になっていたかと思います。

全体でいくと、40弱ぐらい、もう少しです。

【委員・会長】

もう一つですけれども、全体的にサービスの供給と受給、バランスが一番顕著にずれている、不足しているようなサービス、ちょっと説明の中にも触れられた部分もあるかもしれませんが、もう一度たつの市としてち

よっとサービスが不足しているものを教えていただきたい。

【事務局】

はい。

一番やはり不足を感じているのは、ヘルパー関連の事業が不足しております。

逆に日中活動系のサービスは、就労継続支援 B 型を初め、ある程度あるんですけども、このあたりは市内だけでなく市外の利用も含めて、ある程度供給体制はあるんですが、逆に困難事例の方というものがそこから漏れてしまったときに、活動できる地活センターですかね、こちらの方が、市内には 2 ヶ所しかないというところで、その強化というものも必要になるかなと思います。

グループホームにつきましては、こちらの方、市内の伸びは、まだ若干低いかなと思います。

ただ、姫路市の方がかなり増加が増えてまして、姫路市の方の利用ということは、行う方というのも増えてきております。

市内の増加が若干遅れてるかなというところは、なかなかそこまで希望までに踏み出すまでに時間がかかるというところ、需要側の分析もあるのかなとは思っております。

以上、一番はヘルパー事業所の不足があるかなと思います。もう一つは就労移行支援、就労定着支援ですが、こちらの方も、特に一般就労を目指す方というのが、かなり増えてきておりまして、その部分が不足しているかと思います。

ただ、事業所の方と聞いておきますと、やはり西に行けば行くほど、一般就労の場が少ないというところがありまして、そういったところもあって、なかなかたつの市よりも姫路市、姫路よりも神戸、神戸よりも大阪っていうような現状があるようです。

【委員・会長】

うちも事業所を運営しておりますので、やっぱり介護、福祉介護人材の確保自体が難しいと言うことと、対象利用者数が見込まれないと採算という問題もありますので、その二つの大きな課題がクリアされる見込みがないと、なかなか、そういったものを立ち上げたり、拡充したりといったことが難しいといった状況があります。実際問題としてはもう一回、じゃあ負担をかけてるところにまたお願いできませんかという形になるんでしょうか。

【事務局】

そうですね、特にプランニングをされる相談支援事業所にはかなり負担をかけておりまして、その力も利用しながら、ヘルパー事業所も、1 人に対して短い時間で入って何人か、もしくは週に 1 回、週に本当は 3 回入ってたけども、1 回入るような形で、サービスを提供しているっていうような状況があるのではないかと思います。

【委員・会長】

なかなか事業をされている方は、数が一緒だったらそこで、ぱちっとはまるというものじゃなくて、やっぱりその事業所の利用者さん同士の人間関係であるとか、職員との人間関係とか、利用者さんが望んでおられるサービスの内容と事業者側が提供できているサービスの内容との不一致だとか、最初は一致していたものが一致しなくなったとか、いろんな要素があるので、選択の余地、ちょっとそこで難しくなったときに、じゃあ次は、という選択カードがなかなかないということ自体、障害者の方のちょっと不便さといいますか、不自由さにつながってしまうという面もあるのかなと思います。

皆様の方からはよろしいでしょうか。

なければ 2 番目の、たつの市の障害福祉施策について、事務局の方から報告をお願いします。

【事務局】

事務局から説明させていただきます。

こちらの方は、資料 2 と資料 3 につきまして、ご説明させていただきたいと思います。

まず資料 2 ですが、先ほど少し見ていただきましたが、こちらの方が、本市の主な障害施策になっております。

ご説明しましたように、障害福祉サービス、左上のものと、その下の障害児通所支援というものを一つの

柱として、地域生活支援事業というところで、補完しているというものが、国の施策を活用した施策になっているかと思います。

その他のものにつきましても、グループホームの家賃助成というものの、県の事業を行っておったり、補装具費の支給、住宅改良費の助成、医療面においては、自立支援医療、更生医療、育成医療、精神通院の自立支援医療、また、本市において、交通手段の確保ということで、障害者福祉タクシーの利用料の助成事業、また手当としましては、特別障害者手当、障害児福祉手当、障害者福祉金という手当を支給しているところ です。

また保護者の方に支給するものとして、対象者が少ないですが、重度心身障害者介護手当でありま したり、また、担当課は違いますが、特別児童扶養手当、扶養共済の掛け金の助成等があったりします。

こちらの資料 2 が、総括的に見た本市の施策になっております。

その中で資料 3 につきまして、今回令和 4 年度から拡充した部分につきまして、少しご説明の方をさせて いただきたいと思います。

こちらの方、主に先ほど地域生活支援事業に係る部分について、拡充したところですが、ご説明したよう に、平成 30 年にたつの市の手話言語条例を策定しております。

その部分で、要望でありましたり、県民、他市町と比べてというところで、手話通訳者の市役所の設置という ものを、令和 4 年度に新たに行いました。

また、コロナ等が蔓延している状況で兵庫県が実施する遠隔手話通訳サービスということで、センターの ひょうご通訳センターのブースに手話通訳者が行き、また障害者、聴覚障害者のスマートフォンを介して、手 話等の通訳ができるという、遠隔手話通訳サービスにたつの市も、令和 4 年度から加わったところであります。

こちらの方は、第三次の障害者計画の基本目標の意義でありましたり、先ほどの障害福祉計画の第 4 章、 第 6 のところの部分の達成するために行ったものとなっております。

続いて、上から三つ目の、障害者訪問入浴サービスですが、こちらも令和 4 年度からたつの市が実施して おります。

現状、また利用者がいないんですけれども、こちらの方は、入浴が困難な重度身体障害のある人を対象に、 居宅訪問し、浴槽を提供して、入浴サービスを提供するというものになっております。

こちらの方へ近隣他市町も市に行っているというところもありまして、また、地域生活支援事業の選択的 事業、任意事業の一つでありましたが、今後在宅で、重度障害の方が、暮らす機会というものは、確実に増え るものと考えて、令和 4 年度から実施していっているところになります。

続いて上から四つ目ですが、こちらの方は、先ほど少しグループホームの中で説明しました、医療支援型の グループホームの運営支援事業の補助金になります。

こちら医療支援型グループホームというものは、兵庫県が独自に考え方を作ったもので、国のサービスで いうところの日中サービス支援型のグループホームなんです、こちらの方で、日常生活において、医療的 ケアが必要な障害者を主な対象とし、医療機関と緊密に連携を図りながら、24 時間体制で看護職員による 医療的ケアが提供できるような日中サービス支援型のグループホームというふうになっております。現状、本市にあるグループホームは、介護包括型のものがすべてかと、介護包括型と、外部委託型が一部あ るかと思いますが、その中で、この医療支援型グループホームの補助金というものも要綱制定させていただ きました。市が、本市の支給決定者が市外の医療支援型グループホームを利用する場合も、利用することが できます。現在 1 人の利用がすでにあります。

この医療支援型グループホームの現状は、令和 4 年当初は、県内に 1 ヶ所だけある状態でした。

今後、先ほどの療養介護の利用者も、6 名に伸びているところからも考えまして、療養介護というものが なかなか増えて、事業者自体が増えていかないでしょうが、この医療支援型グループホームも含めて、医療 が必要な常時医療が必要な方の生活の場の確保というものが重要になってくると考えております。

また最後の地域活動支援センターの委託料の拡充ということで、こちらの方、たつの市独自の機能強化の 金額設定でありましたが、国、補助要綱の上限に合わせた地域活動支援センターの機能強化事業の補助金

にしております。

特に、現在地域活動支援センターは、市内の市の中心部に2ヶ所ありまして、北部等の方が使いにくいということを声も聞いておりました。

そこで計画上も市外1ヶ所の事業所を確保したいというふうになっておりましたので、市外の宍粟市にあります、すずらんいうところと、今年度から契約を結んで、利用者が当初2名、現状1名の利用者がいるという状況になっております。

以上、資料2 資料3 ですが、本市の施策展開について説明させていただきました。

【委員・会長】

ありがとうございました。

何か質問等ありますか。なければ、次のたつの市地域福祉計画について、事務局よりお願いします。

【事務局】

地域福祉課主幹の磯野と申します。

それでは地域福祉計画の取り組みについて説明させていただきます。

こちら地域福祉計画は、今回の改定、第3回目ということになりまして、計画、またお手元に資料をつけていただいておりますので、口頭で説明させていただきます。

今回3回目の改定ということになりまして、それで今回令和5年から5年間という計画を考えさせていただいております、その地域福祉計画を言いますのは、すべての福祉系の行政計画の上位計画ということになりまして、先ほどうちの方の方から説明させていただきました障害者福祉計画や、障害福祉計画などよりも上位の計画ということになってきまして、こういった行政計画の内容を盛り込みつつ、市が取り組むべき福祉の方針的なものを示す、福祉の憲法的な内容のものになっておりまして、具体的な数値やサービス料などを盛り込むのではなく、福祉ニーズなどをとらえた上で枠組みや取り組み方針などを決めるようなものでして、そういう意味であまいなものになってきます。ただ曖昧なものにするということで、他の行政計画がいろいろと動きやすいようなものにさせていただきたいというふうに、思っております。

それで、この改定のタイミングで、毎回社会福祉法というのは根拠法律になる法令になるんですけども、こちらの改正に合わせて、取り組むべき盛り込むべき事項というのが、決められておりまして、今回盛り込むべき事項として挙げられてる点が二点ありまして、一つ目が重層的支援体制の整備に対する取り組みということで、こちら最近話題になっております、いろいろ問題を抱えておられて、どこが取り組むか、どここの部署がその人を支援していくべきか、なかなか決まらないような形の支援だとか、逆にいろいろなところのセーフティネットがひっかからなくて、もうどこが支援していくか、いけないとわからないというような方が最近おられましてそういった方々に対する支援をどのようにしていくかということ盛り込むように書かれていたことと、それからこれは今回書かれていたというわけではないんですけども、たつの市の方に、計画としまして成年後見制度利用促進計画というのを、本来であれば決めるべきなんですけども、こちらを地域福祉計画と一体で取り組んで計画としてもいいよというふうなことが法律の方に書かれておりますので、先ほど話があったんですが、障害者の方の権利擁護やと高齢者の方の権利擁護もつけまして、こちらの地域福祉計画の方に盛り込ませていただきまして、市民の方々に示せるような形でと考えております。

それで、具体的な取り組みですが、今のところまだ業者が決まったところでして、9月頃に市民アンケートを予定しております、それで福祉ニーズの方をとらえていきたいと思ってるんですけども、そういった今回こういった場をいただきましたのは、今までしてなかったんですけども、新しい新規事業といたしまして、福祉事業者さんや福祉事業に従事されておられる方々に対するアンケートも考えておりまして、そういった中で、市民としての福祉ニーズとそれから福祉事業者さんや福祉従事者さんたちの中での福祉のニーズ、或いはこういったことが必要かといったことをとらえさせていただいた上で計画化させていただきたいと思っておりますので、今後いろいろご協力をお願いすると思うんですけども、何かありましたら、よろしくお願いします。

事務局からは以上です。

【委員・会長】

ありがとうございます。

先程ご説明いただきましたが、御意見など何かありましたらお願いします。

私の方から、福祉の文章の対象としましてはもうすべて入っているということでもいいですか。生活困窮とか障害者・児、高齢者とか。

【事務局】

はい、それプラス健康課の健康関係も入ってきておりまして、福祉事務所の事業すべてが対象というような形になっております。

【委員・会長】

策定される部局としてはどこですか。

【事務局】

地域福祉計画なので、地域福祉課ということでさせていただいております。

【委員・会長】

包括支援課の連携とかは

【事務局】

あ、そうですね、今回取り組んでいくこの重層的支援体制整備事業というのを、地域福祉計画の方に盛り込み、取り組んでいくんですけども、実際に取り組んでいただくのは福祉事務所全体の動きにはなるんですけど、主になって取り組んでいただくのが地域包括支援課になってくるので、一緒に取り組みさせていただく予定をしております。

【委員・会長】

法令根拠は社会福祉法ということで。

【事務局】

はい。

【委員・会長】

わかりました。他に質問とかありますか。他になければ、次の関係機関からの情報提供をお願いします。

【事務局】

まず、地域福祉課の方から説明しましたが資料4、資料5の説明を飛ばしておりまして、申し訳ありません。まずは、資料4・資料5の説明をさせていただきます。

こちらは資料4に示されているものが、地域生活支援拠点ということで、障害福祉計画の中の成果目標の一つとなっております。

親亡き後の障害の方の生活の場を、地域全体で考えていかなさいよというものになっておりまして、こちらの方、ワーキングチームなども作っていただいたり、後いろんなご意見をいただきながら、しているところで、その中でこちら地域福祉課の方がなかなか事業展開というものができていないところなので、まずはお詫びしないといけないところなんですけども、これにつきまして、今の現状等についてご報告とご説明をさせていただきたいと思います。

この地域生活支援拠点ですけども、先ほど申しましたように、障害者の重度化や高齢化や親亡き後を見据えて、どこでどうやって地域で生活していくのかという考えるシステムになっております。

整備方法としては、一つの事業所が、すべてを担う多機能整備型というところと、いろんな事業所が、それぞれが担うという面的整備型というところでの整備方法があるんですが、その中でたつの市としてはこの面的整備型のいろんな事業所が、その機能を補う、担うというものを中心に整備を行っていきたいと考えています。

その必要な機能につきまして、5つあるんですけども、相談、緊急時の受け入れ対応、体験の機会、専門的人材の確保を利用して、地域の体制づくりというところがあるんですが、現状すべてのこの機能を備えて、始めるというのは、各事業所からの聞き取りなどもさせていただきながら、本市の状況も含めてですけども、難しい状態にありました。

その中で体験の機会、あと地域の体制づくりというところを中心に、整備をしていかないといけないと

ということで、ご意見等もいただいてすべてこれが消化できてない状況ではありますが、現状のイメージと、現状の方向性を報告させていただきたいと思います。

まず、2 ページの制度のイメージ図ということで、こちらの方が、この地域生活支援拠点の現状をまず始めるところのイメージになっております。

このたつの市障害者等自立支援協議会というところを一つのトップとしまして、本来この分科会というものが置けることになっております。

相談に関すること、生活に関することということでそれぞれ分科会を置けることになっておりますが、その中の相談に関することというところで、特にこの相談支援事業所の方を中心とする相談部局と、生活に関することということで、短期入所、共同生活援助の事業者の方を中心にする、生活に関する部会というものを中心に考えていこうと思っております。

特にこの体験の機会の場というところでは、先ほどありましたように、障害の方が、なかなか生活の場を、体験であったり、経験していくことが少ないということが、今回のアンケート等で、わかりました。というのは、施設入所をされておられる方で、希望する生活について問いましたら、現状の施設入所を希望しますというふうに、ご回答いただくことが多いです。

また在宅にいらっしゃる方に聞くと、今の現状を続けたいとおっしゃる方が多い状況となっております。

ここは一つは、今の現状というところが一番いいと、変わることが怖いというところがあるかとは思いますが、一つはなかなかいろんな経験を積まれる機会が少なく、今と異なった状況というものを、なかなかイメージしづらいのではないのかというところで、まずはこの体験の機会の場、というものを提供していける体制というものを考えていかなければいけないのではないのかと考えております。

実際の主な事業としましては、3 ページ、4 ページに示されているものと、資料5に書かれている図でイメージを書いております。

こちらの方は3 ページは、体験の機会の場ということで、グループホームや短期入所等の体験的利用について、前向きに行っていきたいというものになっております。

各事業所の現状空いているところ、空いている部屋等を利用して、障害福祉サービスの範囲内ではありますけれども、その部分を積極的に相談事業所等に流すことによりまして、利用につなげていく、若いときから、体験機会を確保することによって、自分が成長していった時に、親が高齢化する時に、どのような生活の場が自分にとっていいのかということを、障害者の方自身が意思として示せるような、そういった経験というものを積んでいっていただくというものです。

4 ページの2)ですけれども、こちらの方は、その一つの取り組みとして、現在、グループホームなどで生活されておられる方が、その方を中心に意見交換を行うことで、グループホームとはどういうところなのかというところを利用者目線で話をしていただきながら、現状、グループホームというところを検討されておられたり、まだこれからグループホームというものを考えたいという方に、どういったところかというのをイメージしやすくするというふうな取り組みになります。

もう一つの意見としましては、6 ページ以降の地域の地域の体制づくりということになります。

こちらの方は、相談支援事業所の方が中心になりまして、相談支援事業所の方が、様々に扱う障害の方の支援計画を、今日、この自立支援協議会で共有していただくことによりまして、スタッフとして、何が必要かというところを検討していく、一つのサイクルを作りたいと考えているところです。

相談支援事業所の方につきましては、様々な困難ケースを対応されておられたり、また個別支援会議などを頻繁に行っていただくこと等のご苦勞をさせていただいております。

その中で、本市として取り組む課題というものも出てくるかと思しますので、その現場だけで終わらせるのではなくて、支援協議会に上げていただくことで、たつの市としての施策の分、ご提言をいただくという流れを作っていくというところが、この地域の体制づくりというところになります。

この地域の体制づくりにつきましては、整備ができましたら相談支援事業所には加算等が算定することもできますので、この部分についても、整えて示すことができるようにしていきたいと思います。

以上こちらの方は、令和3年度中、もしくは遅くとも令和4年度の初めの方には説明会等をさせていただ

かないといけなところでしたが、現状送れているところです。これについて意見、様々いただいております、その意見を全部消化できてないところではありますけれども、こちらの方も進めていく、障害福祉計画の中の課題として考えておりますので、現状中途半端なところではありますが、ご報告させていただきます。

【委員・会長】

ありがとうございました。

では、地域生活拠点につきまして質問等はありませんか。

ないようでしたら、各関係機関からの情報提供について、情報提供したい情報などがございましたら、内容等を説明いただければと思います。

つけていただいている資料の西播磨障害者就業・生活支援センターについてお願いします。

【委員】

西播磨障害者就業・生活センターについて、簡単に説明させていただきます。

最後から2番目のカラー刷りで、ホッチキスでとめておりますセンターのパンフレットと、一覧表になっている当センター登録状況、裏面就職者状況等を記載しております。

これについて簡単に説明させていただきます。

2006年に兵庫県から委託を受けまして赤穂精華園が、西播磨障害者就業・生活支援センターを開設しまして、今年で17年目になりました。

当センターは、ハローワークさんはじめ、関係機関の皆様と連携して、西播磨圏域にお住まいの障害のある方の、就労通じた自立と社会参加を示しております。

お配りした資料ですが、1枚目は当センターのパンフレットで、障害のある方への就労支援・定着支援だけでなく、事業主への雇用管理、また、関係機関への情報提供助言等も行っております。

2枚目は、令和3年度末での当センターの登録状況です。

右下全体図にありますように、現在652名の登録者がいらっしゃいますが、そのうち在職中となっている方が372名と半数を超えてるようになりました。

現在は、就労支援よりも定着支援の比重が高くなっております。

この裏面の資料ですが、昨年度の就職支援件数の状況をまとめております。

最近の発達障害のある方の就職が目立つようになりました。

下段の一番下ですけれども、専用求人にあたりますが、専用求人と申しますのは、障害者求人のことですが、従業員数100名以上の事業所を中心として、法令順守の観点から障害者求人は年々増加しております。また、令和3年度は求人の倍率や人手不足もありまして、一般求人でも、障害のある方を採用していただいております。一般求人と障害者求人を半々で就職ができるようになりましたが、清掃であるとか軽作業であるとかが多いのが現状です。

また、圏域内の就労に関する社会資源ですが、先ほどたつの市さんから言われた通り、B型事業所は増える一方で、就労移行支援事業所は、昨年度末に、赤穂市内1か所休止いたしまして、西播磨には現在4ヶ所、最盛期から半減いたしました。

また就労定着支援事業所は1か所もなく、特別支援学校卒業生さんも含めました、継続的な定着支援が現在課題となっております。

以上です。

【委員・会長】

はい。ありがとうございます。続きまして、医療的ケア児相談窓口について説明をお願いします。

【事務局】

兵庫県医療的ケア児支援センター相談窓口ということで、今年の6月15日に、下の方に書いてあるんですけども、医療福祉センターきずなっていうところの、加西市にあるんですが、こちらの施設の中に、この医療的ケア児の支援センターの相談窓口っていうのが開設されました。

どのような相談ができるか分かりづらいと思いますが、具体的にこんな相談ができますということが噴出

して書いてあります。

病院から退院して地域に帰ってくる時に、迷いがないように退院に向けて関係機関が集まりカンファレンスが行われ、在宅生活が送れるように体制を整えていくわけですが、その中でも、お母さん方の不安であったり、困りごとをどこに相談したらいいのと言ったときに、「こういう相談窓口っていうのがあるよ」ということで、ご紹介いただいたらと思います。

現在、何らかの医療的なケアが必要な18歳未満のお子さんは、こちらが掴んでいる人数は6名いらっしゃいます。

生まれた時から医療的ケアが必要なお子さんっていうのもいるんですけども、成長過程の中で突然何かの事故とかで、医療的ケアが必要になったというお子さんもいらっしゃるような状況になりますので、これからこの医療的ケアの必要なお子さんが徐々に増えてくるのではないかと考えています。

ですので、もしどこかで医療的ケアの方が必要な方で、何かご相談がしたいと言われた場合は、こちらのチラシでこういうところあるよってことでご紹介いただいたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

【委員・会長】

その他にありますか。

【事務局】

失礼します。地域包括支援課です。

先ほど地域福祉計画の取り組みについて、報告させていただいた所ですが、ここの重点ということで、重層的支援体制整備事業のことをもう少しお伝えさせていただきたいと思います。

社会福祉法の一部改正ということで、市民の方の複雑で複合化した課題に包括的に支援をしていくということで、重層的支援体制整備事業というのが昨年、国の方で新設をされています。

本市の方でも、複数の課でまたがるような複雑化した課題に一体的に支援をしていく体制の強化ということを目的に、令和6年度から重層的支援体制整備事業を実施する予定にしております、現在は移行準備といたしまして、福祉関係の各課で連携して、体制整備をしているところでございます。

今後は庁内の各課、一体的に重層的に支援が提供できるように体制を整備して参りますので、また、ご意見等をお伺いすることもあるかもしれませんが、その際にはご努力をよろしくお願いいたします。

以上です。

【委員・会長】

その他にありますか。

【委員】

サルビアの家の入所施設をしております寺田と申します。

もう3年になりますけれども、新型コロナの影響で入所施設は本当にもう、閉鎖的な生活を、利用者さんに送られてしまっているというのが現状でして、日中一時支援であったり、短期入所であったり、そのあたりのサービスつきましても、本当に施設の事情で、ちょっと控えていただいたりという、本当にそういう状況でありました。で、その中でも何とか、緊急的な方につきましては連携を進めたりしておるんですけども、やっぱりこの間今言った地域の方と関わりを一切も途絶えております。ボランティアさんなんかも以前入っていましたが、このコロナの時に感染してはいけないということで受け入れを自粛させていただいております。その中でこの2年間でボランティアの方の高齢化という形で解散という事態にも至っております。

本当にこのコロナがどういう状況になるかわからないんですけども、いい方向にいった場合に、また皆さんの地域の方のお力といいますか、その辺りの関わりといいますか、今皆さんとの閉鎖的な生活を、この3年間にされておりますので、今後とも、もしそういう時が来ましたら、これからもよろしくお願いいたします。

【委員・会長】

他に何かありますか

【委員】

ハローワークからのご案内になります。

9月の27日に、西播磨障害者雇用促進の集いを実施することになりました。

場所はホテルモントレ姫路の方で、昼1時半から実施されますので、ご参加お願いしたいんですけども、予約制になっておりまして、今日・明日ぐらいに関係機関と、対象者の方にご案内を送らせてもらうんですけども、多くの方に利用していただいて、参加していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

【委員・会長】

その他、ありますか。

【事務局】

また、先ほどのレクリエーションスポーツ大会が今年度ありまして、10月の1日の土曜日ですけども、この庁舎の周りで、障害者の方と、近所の方も参加できるようなものになっておりますので、少し交流があります。

入所施設から来ていただくということも可能になっておりますので、一人でも多くの障害の方が、地域の交流ができればと考えておりますのでまた、情報提供などをよろしくお願いいたします。

【委員・会長】

みなさまよろしいでしょうか。

ないでしたら、時間も来ておりますので、以上を持ちまして自立支援協議会を終了させていただきたいと思っております。

また、本日出ました各委員さんからのご意見参考にさせていただいて、今後の障害者支援に役立てていただきたいと思っておりますので、市の方にはかなりの負担をおかけしますけれども、よろしくお願いいたします。

それでは、これで自立支援協議会を終わらせていただきます。

【事務局】

はい。会長ありがとうございました。

藤田会長におかれましては、スムーズな議事進行をいただきましてありがとうございました。

また委員の皆様におかれましては、長時間にわたりご審議いただきましてありがとうございました。

次回ですが、今年度あと1回開催をする予定です。改めまして、日程の調整ということで、ご連絡をさせていただきます。日程調整させていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、閉会の挨拶を宮崎副会長様、よろしくお願いいたします。

【委員・副会長】

はい。

皆さん、本日は皆様ご多忙中なところ出席していただきありがとうございました。

以上で、たつの市障害者等地域自立支援協議会を閉会いたします。

今後とも本協議会の運営にあたりまして、委員各位の御支援、御協力をお願いいたしまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。